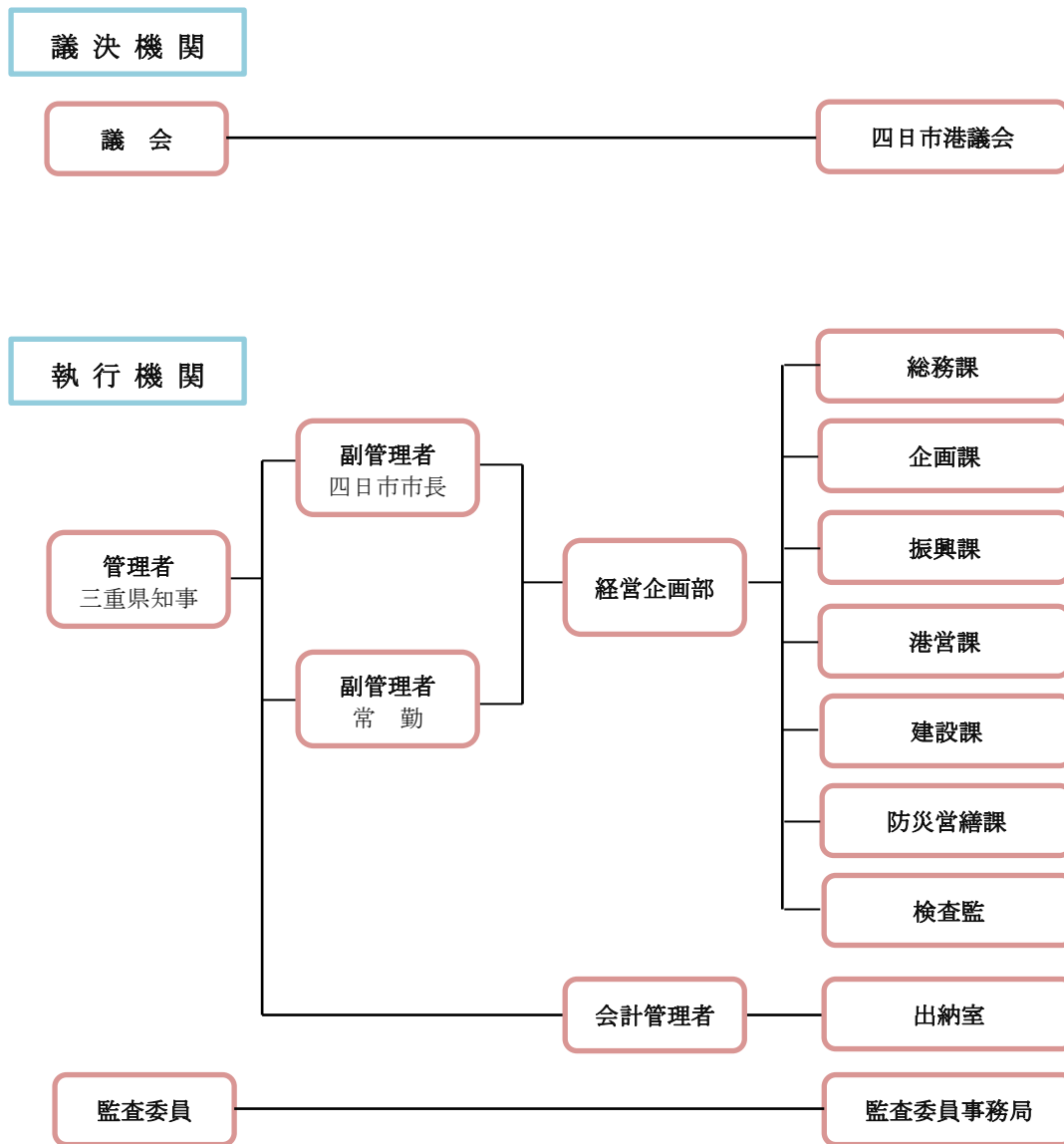




○四日市港管理組合職員の給与に関する条例（抜粋）

（管理職員特別勤務手当）

第19条 前条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第20条 特殊勤務手当は、特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、次のとおりとする。

（1）海上作業手当

職員が次に掲げる作業に従事したときは、日額600円を超えない範囲内において規則で定める。

イ 荒天時又は夜間における海上作業

ロ 海面に浮遊又は海底に堆積している障害物、汚物等を取り除く海上作業で、規則で定めるもの

ハ 流出油事故又は海難事故に係る海上作業

(2) 危険作業手当

職員が次に掲げる作業に従事したときは、日額600円を超えない範囲内において規則で定める。

イ 工事現場における爆破作業の監督業務

ロ 地上若しくは水面上10メートル以上の箇所、水面下4メートル以上の深所、海上又は作業環境が劣悪なものとして管理者が認める作業現場における測量、調査又は監督の業務

ハ 気象警報等の発令中における水防活動

ニ 災害応急作業

ホ イからニまでに掲げる作業のほか、管理者がこれらに相当すると認めるもの

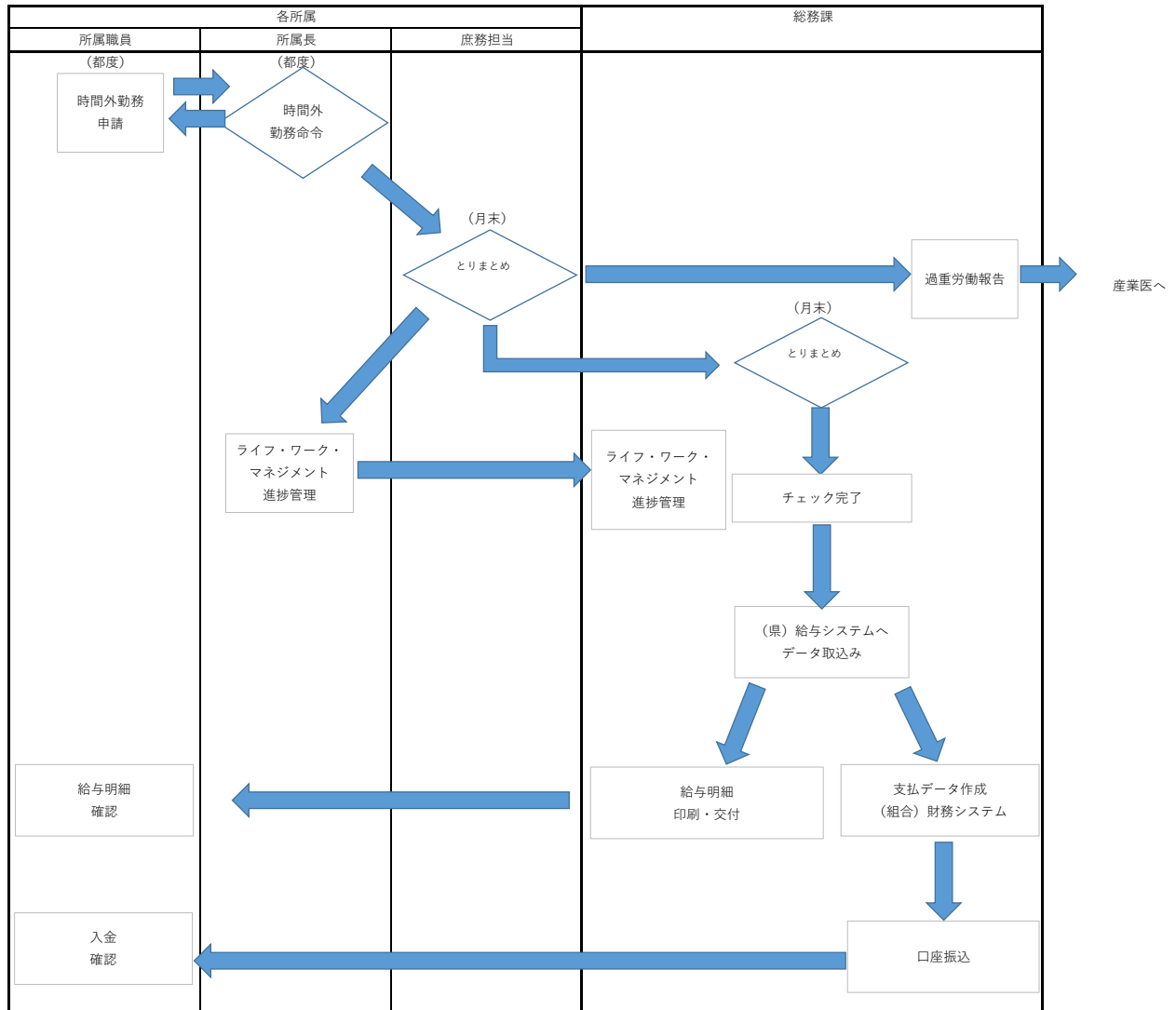
(3) 用地交渉業務手当

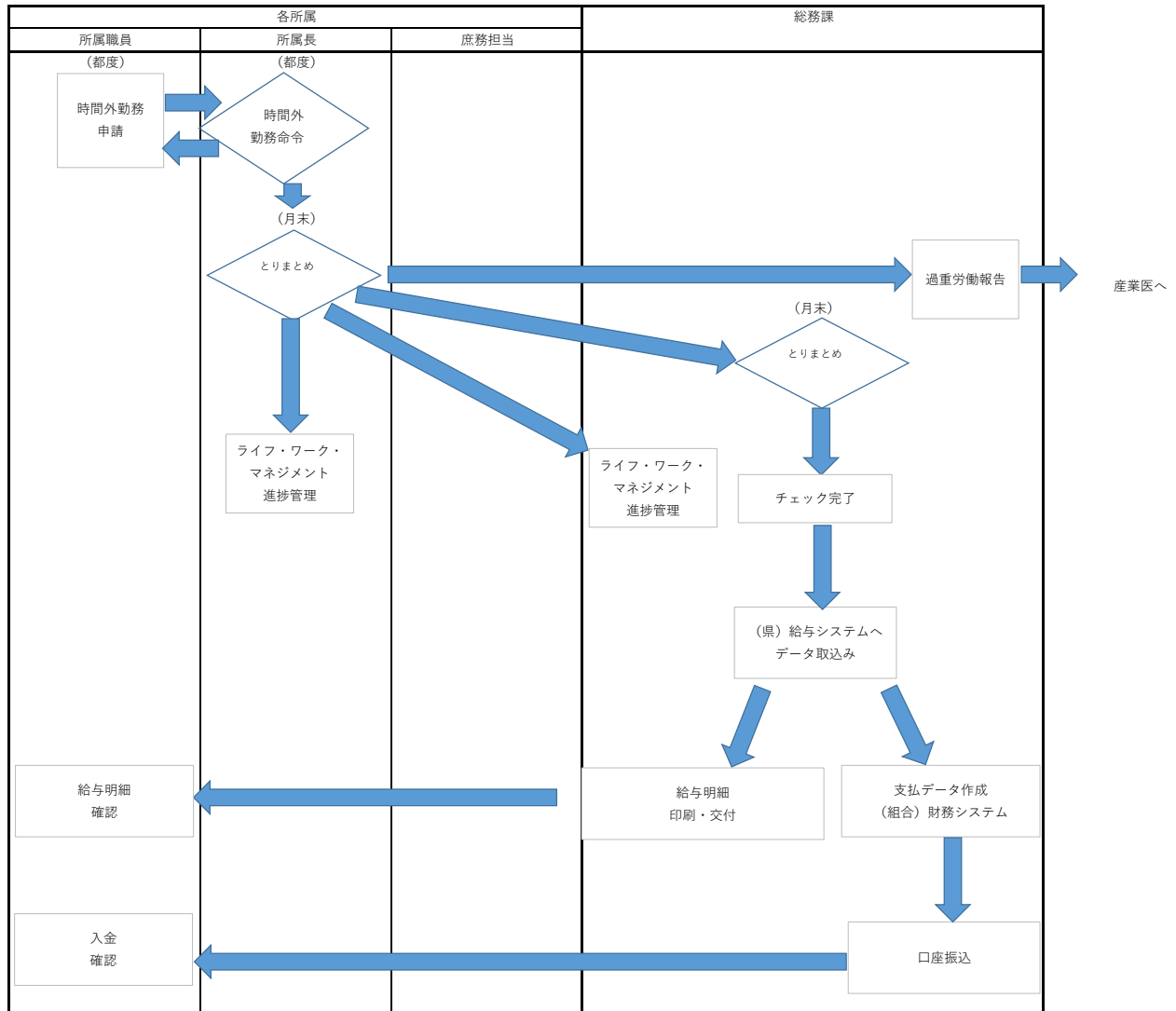
職員が公共事業に必要な土地等の取得、使用、補償その他の処分に関する交渉を行う業務に従事したときは、日額650円を超えない範囲内において規則で定める。ただし、当該業務が深夜において行われた場合は、日額980円を超えない範囲内において規則で定めるものとする。

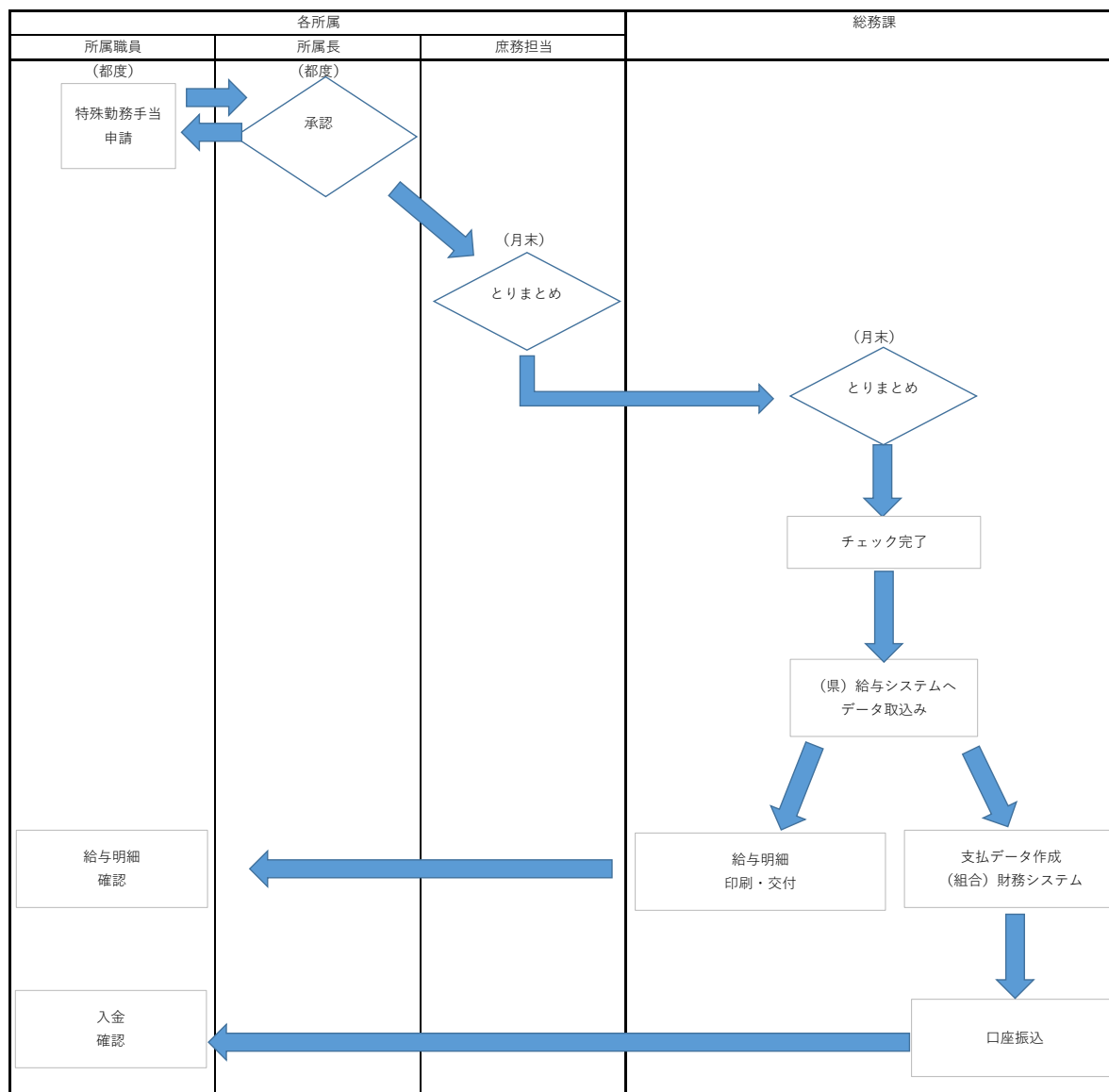
(4) 特定大規模災害に対処するための死体処理手当

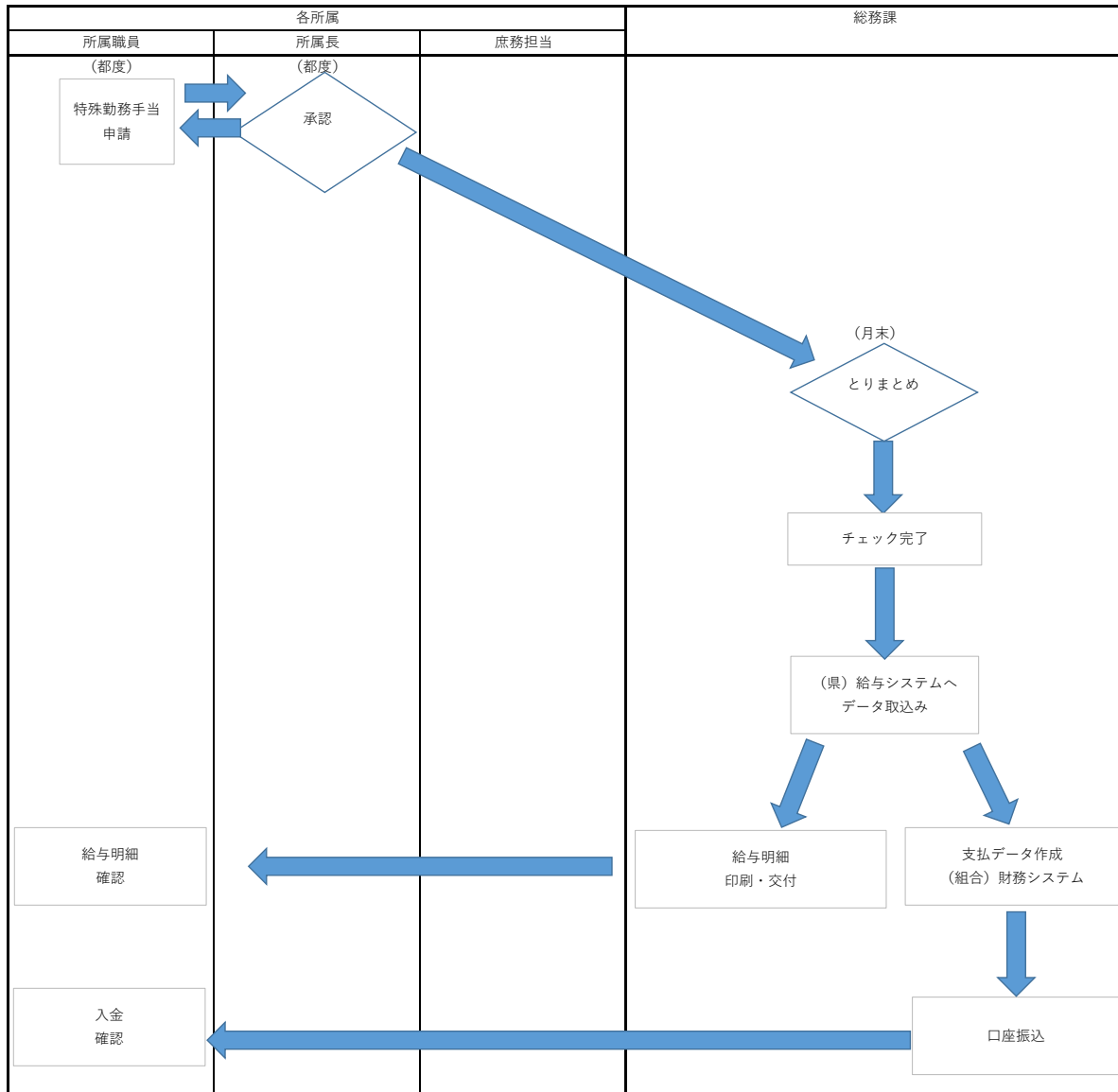
職員が著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（次項において「特定大規模災害」という。）に対処するため規則で定める死体の取扱いに関する作業に従事したときは、日額4,000円を超えない範囲内において規則で定める。

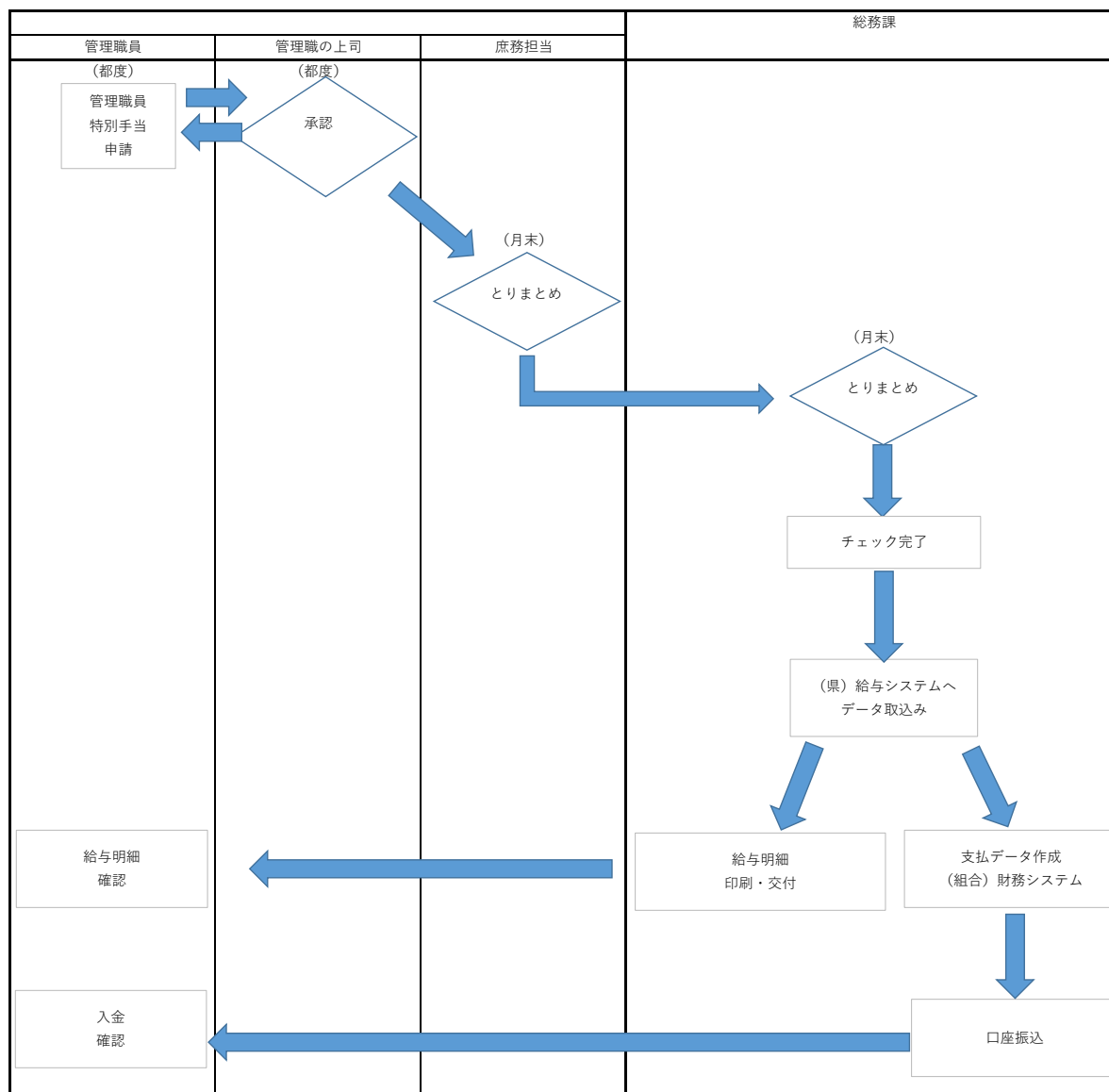
3 職員が特定大規模災害に対処するため、前項第2号ニに規定する災害応急作業に引き続き5日以上従事したときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に日額600円を超えない範囲内において規則で定める額を加算して支給する。

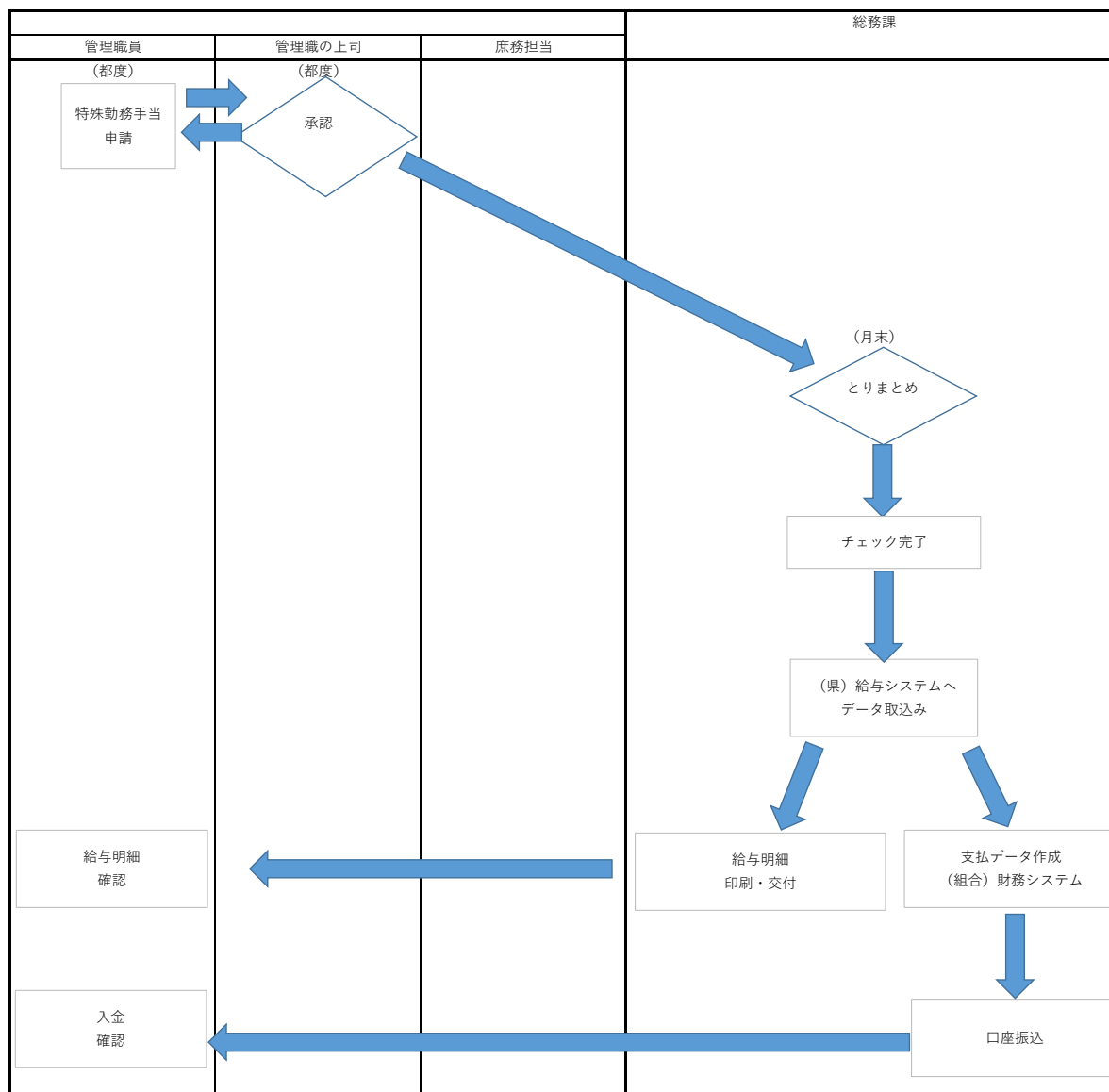


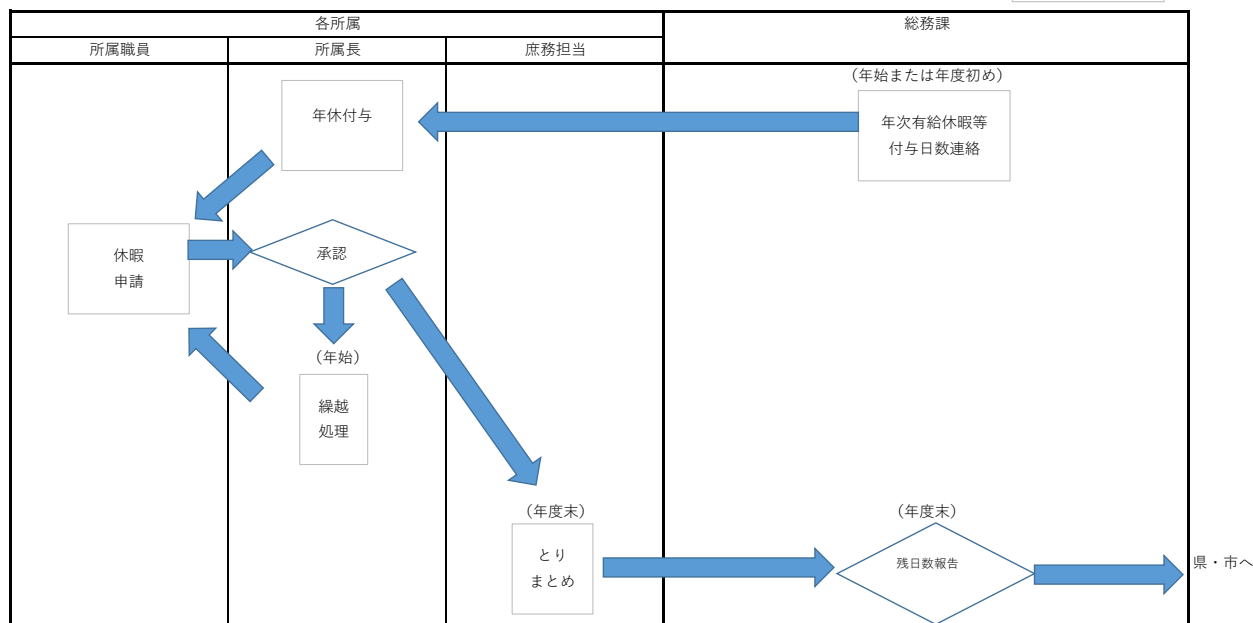


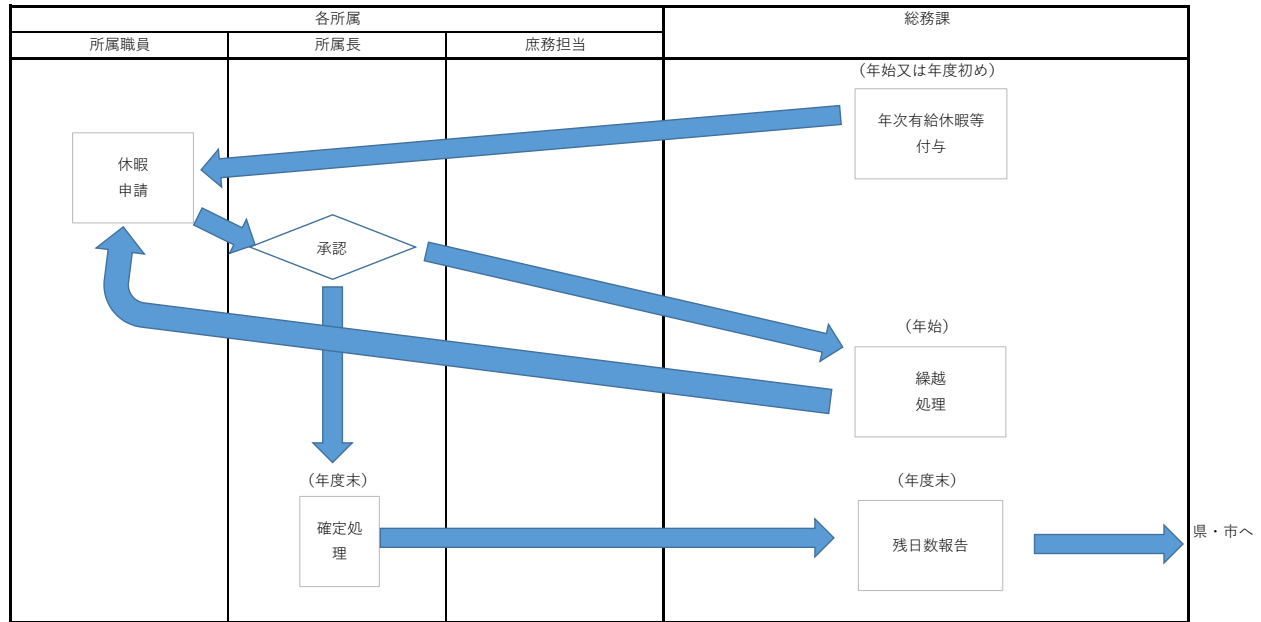












○四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例

昭和41年4月1日

条例第10号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、公務のために旅行する職員又は職員以外の者に対し支給する旅費又は費用弁償（以下単に「旅費」という。）に関し必要な基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに組合費の適正な支出を図るものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者等 管理者及び副管理者をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在職公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (4) 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対

し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、組合又は他の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他組合費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつて公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 旅行雑費は、実費額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行することが困難な場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令者等がその後において、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定める旅費とする。

第2章 旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) 乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車（以下「急行列車」という。）を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下

この条において「運賃」という。) 、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は中級、県内旅行は下級の運賃
- (2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は上級、県内旅行は下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第 3 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及び特別座席料金による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、実費額による。ただし、旅行命令権者の承認を受けて行う自家用自動車等による旅行（以下「自家用車旅行」という。）をする場合の車賃の額は、1 キロメートルにつき 23 円とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第 12 条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第19条 旅行雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第22条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、別表第1の赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の4夜分に相当する額の範囲内で規則で定める。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を随伴する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空

賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号イからハまでの規定により宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命じられた日において胎児であつた子を移転する場合における、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第25条 削除

第26条 削除

(同一地域内旅行の旅費)

第27条 同一地域（第2条第2項に規定する地域をいう。）内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、赴任を命じられた職員が職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命じられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第2の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額）の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合においてその額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの旅費

ロ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤公署まで

の旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤公署を旧在勤公署とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤公署までの往復に要する旅費

- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤公署までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命じられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(外国旅行の旅費等)

第30条 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間における旅行及び外国における旅行の際支給する旅費の基準、種類、額及び支給等については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。第6条第1項（支度料に係る部分に限る。）及び第12項並びに第39条を除く。）の規定を準用する。

(旅費の調整)

第31条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合に不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第32条 職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（施行規定）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例中、旅費に関し必要な事項を定めることとされているものについては、これらの事項がそれぞれ定められるまでの間は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）の適用を受ける者の例による。ただし、これにより難い場合には、管理者の定めるところによる。
- 3 第15条第1項第3号に規定する特別車両料金、第16条第1項第5号に規定する特別船室料金及び第17条に規定する特別座席料金については、当分の間、管理者等及び特に旅行命令権者が認めるものを除き、これを支給しないものとする。
- 4 当分の間、別表第1及び別表第2区分の欄中「1等級の職務」とあるのは、「1等級以上の職務」とする。

附 則（昭和41年6月16日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日以後に出発した旅行から適用する。

附 則（昭和45年5月10日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年7月6日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月17日以降出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 2 四日市港管理組合議会議員の費用弁償に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和48年7月6日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の規定は、次項に定めるものを除き、昭和48年4月1日以後に完了する旅行について適用し、同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第18条第1項及び別表第1の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、昭和48年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年4月1日条例第2号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例第18条第1項及び別表第1の規定（着後手当に係る部分を除く。）並びに改正後の四日市港管理組合議会議員の費用弁償に関する条例第2条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月26日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月13日条例第6号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の規定は、次項及び第4項に定めるものを除き、昭和54年4月1日以後に完了する旅行について適用し、同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例第15条第1項第5号、第2項及び第3項の規定、第16条第1項第6号の規定、第18条第1項の規定並びに別表第1の規定（着後手当に係る部分を除く。）並びに改正後の四日市港管理組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第9条の規定は、昭和54年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、

当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 4 改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例附則第3項の規定は、昭和54年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年7月27日条例第4号）抄
（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和58年8月1日から施行する。
（規則への委任）
- 2 前項に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和60年12月27日条例第6号）抄
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の一部改正に伴う経過措置）
- 17 前項の規定による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年7月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例第32条及び四日市港管理組合職員退職手当条例第3条第2項の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成2年7月24日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例及び四日市港管理組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成2年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月17日条例第2号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 7 月 5 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第 8 号）

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例及び特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 3 月19日条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第30条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 7 月31日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際四日市港管理組合同規約の一部を改正する規約（平成19年 3 月28日総行市第60号）附則第 2 項の規定により在職する出納長の任期中に限り、改正前の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成21年 3 月30日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月28日条例第 3 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月29日条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月28日条例第8号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

別表第1（第20条、第21条関係）

宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
管理者等	甲地方	15,500円	3,100円
	乙地方	14,200円	
その他	甲地方	11,700円	2,300円
	乙地方	10,700円	

備考

- 1 この表において、「その他」とは、管理者等以外の者をいう。
- 2 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち管理者が定める地域その他これらに準ずる地域で管理者が定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第2（第22条関係）

移転料

路程50キロメートル未満	路程50キロメートル以上100キロメートル未満	路程100キロメートル以上300キロメートル未満	路程300キロメートル以上500キロメートル未満	路程500キロメートル以上1,000キロメートル未満	路程1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	路程1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	路程2,000キロメートル以上
円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000	円 381,000

○四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則

昭和41年9月16日

規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例（昭和41年四日市港管理組合条例第10号。以下「条例」という。）の実施のための手続その他その執行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

(兼務職員の旅費)

第3条 条例第3条第1項に規定する職員で他の職務を兼ねる者が、その兼ねる職務によって旅行した場合には、当該職務相当の旅費を支給するものとする。

(旅行取消等の場合における旅費)

第4条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第5条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。

ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令等)

第6条 条例第4条第2項及び第3項の規定により旅行命令等を発し、又は変更する場合には、旅行命令権者は条例第7条及び第8条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して旅行が行なわれるよう留意するものとする。

(旅行命令書等の記載事項及び様式)

第7条 条例第4条第4項に規定する旅行命令(依頼)書の記載事項及び様式は、第1号様式によるものとする。

(旅行命令等の変更の申請)

第7条の2 旅行者が、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更の申請をする場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(路程の計算)

第8条 条例第6条に規定する旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行なうものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第16条の鉄道運送事業者の運賃の算出の基礎となつた路程
- (2) 水路 海上運送法(昭和24年法律第187号)第8条の船舶運送事業を営む者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他信頼するに足る方法により計測された路程
- (3) 陸路 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項の旅客自動車運送事業を経営する者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条の軌道経営者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他信頼するに足る方法により計測された路程

2 前項の規定により路程を計算することが困難な場合には、同項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、別に路程を計算することができる。

(旅費請求者の種類、記載事項及び様式)

第9条 条例第13条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 次号に掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、第2号様式による旅費請求書。
ただし、概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費の額と同一であるときには、第1号様式による概算払精算書
- (2) 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費及び条例第24条(条例の他の条文において準用する場合を含む。)に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、第3号様式による旅費請求書

2 条例第13条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、前項各号様式の備考に

掲げる書類とする。

- 3 第1項に定める様式によることが困難な場合は、当該様式の記載要件を具備した様式を別に定める。

(旅費の請求手続)

第10条 条例第13条第2項及び第3項に規定する期間は、四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）に定めるところによる。

- 2 条例第13条第4項に規定する給与の種類は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第8号。以下「給与条例」という。）に規定する給料及び手当（期末手当、勤勉手当を除く。）又はこれらに相当する給与とする。

(証人等の旅費)

第11条 条例第14条に規定する条例第3条第4項又は第5項の規定により旅行する者に支給する旅費は、関係行政機関の職員についてはその職において受けることのできる旅費とし、その他の者については一般職に属する職員の例により計算した旅費とする。ただし、旅行の性質、用務の内容等を考慮し旅行命令権者が任命権者の承認を得た場合はこの限りでない。

(急行料金)

第12条 条例第15条第2項に規定する急行料金の支給については、次の各号に定める基準による。

- (1) 急行料金は、1の急行券の有効区間ごとに計算する。
- (2) 特別急行列車を運行する線路による旅行の場合にあつては特別急行料金を、普通急行列車を運行する線路による旅行の場合にあつては普通急行料金を支給する。

(航空賃)

第13条 条例第17条に規定する航空賃は、任命権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行することが困難と認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができるものとする。

(扶養親族移転の延期)

第14条 条例第22条第3項に規定する期間の延長は、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど定めるものとする。

第15条 削除

(着後手当)

第16条 条例第23条に規定する規則で定める着後手当の額は、別表に定める額とする。

(外国旅行の旅費等)

第17条 条例第30条に規定する外国旅行の場合の旅費の支給について必要な事項は、職員と同様の職務を行なう国の職員に対するその取扱に準じて任命権者がそのつど定める。

(旅費の調整)

第18条 条例第31条第1項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

- (1) 旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料は支給しない。
- (2) 鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合により急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、急行料金を支給しない。
- (3) 旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため正規の宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の宿泊料の2分の1に相当する額は支給しない。
- (4) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに準じる目的のための旅行で、当該旅行の期間が30日を超える場合における宿泊料は、その超える日数について定額の10分の3に相当する額を定額から減じた額による。
- (5) 新たに採用された職員又は転任を命じられた職員で、採用の日又は転任を命じられた日から1年以内に居住を移転しない者には、移転料及び着後手当を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、その期間内に居住を移転することが困難なことについて、あらかじめ任命権者の承認を得た者については、この限りでない。
- (6) 組合の経費以外の経費から旅費を支給される旅行にあつては、正規の旅費額のうち組合の経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、これを支給しない。

2 特別の事情により、前項の規定によることが困難な場合には、旅行命令権者は、そのつど取扱について理由書及び参考資料を添えて任命権者に申請し、その承認を得て別に定めることができる。

3 条例第31条第2項に規定する「別に定める旅費を支給することができる」場合は、任命権者がそのつど定める。

(旅費の特例)

第19条 条例第32条に規定する旅費又は旅費として支給するものについては、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど措置するものとする。

(甲地方の範囲)

第19条の2 条例別表第1の備考2に規定する「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち管理者が定める地域その他これらに準ずる地域で管理者が定めるもの」は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の備考に規定する甲地方とする。

（実施に関し必要な事項）

第20条 条例の実施のための手続その他の執行についてこの規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前に職員の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）の適用を受ける者の例により実施した手続その他その執行については、この規則に基づいて実施した手続その他その執行とみなす。

附 則（昭和41年12月27日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月10日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日以降に出発した旅行から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定に基づき作成した用紙は、当分の間、この規則による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定にかかわらず、使用することができる。

附 則（昭和45年10月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和49年6月20日規則第4号）

- 1 この規則は、昭和49年7月1日から施行する。
- 2 この規則は、昭和49年7月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年7月13日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則第12条の規定は、昭和54年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分

及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月28日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第18条の規定は、昭和60年4月1日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月1日規則第3号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第1号様式の規定は、平成5年4月1日以後に発する旅行命令等から適用する。
- 3 この規則の施行前に改正前の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定に基づき概算払で支給を受けた旅費の精算については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日規則第7号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第10号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定に基づき作成した用紙は、当分の間、この規則による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定にかかわらず、使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第7号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第1号様式の規定は、平成9年4月1日以後に発する旅行命令簿から適用する。

附 則（平成11年10月25日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第5号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第6号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月21日規則第7号）

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月1日規則第2号）

- 1 この規則は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第16条関係）

移転後に 入る住宅 の種類	旧居住地から新居住地までの路程		
	50キロメートル未満	50キロメートル以上100 キロメートル未満	100キロメートル以上
職員住宅 又は公舎 等	宿泊料1夜分に相当する額	宿泊料2夜分に相当する額	宿泊料3夜分に相当する額
借家又は 借間等	宿泊料2夜分に相当する額	宿泊料3夜分に相当する額	宿泊料4夜分に相当する額

備考 この表において、「職員住宅又は公舎等」とは職員の住居の用に供するため四日市港管理組合が設置し、又は借り受けた住宅を、「借家又は借間等」とは赴任に伴う住所又は居所の移転のため職員が新たに借り受けた住宅をいう。

第1号様式（第7条、第9条関係）

旅 行 命 令（依 頼） 書									
所 属 名	年 度	発 令 日	旅 行 期 間			旅行命令権者の確認			
	年度	年 月 日	自 至	年 月 日	泊 日間				
用 務	用 務 先					概算払精算書 旅費精算額の内容は、旅費概算請求書の計算内容と同一です。			
	用 務 先	目 的 施 設 名 等	所 在 地		到 着 日				
	用務先①								
	用務先②								
	用務先③								
	用務先④								
用務先⑤									
その他用務先									
旅行者氏名	概算払	旅行手段	自宅より直行	通勤手当	備 考 (その他特記事項等)	精 算 日	支出命令権者の確認		
			自 宅 へ 直 帰	との調整					
			(住 所 地)						
		1 公共交通機関	行 帰	有 無					
		2 公用車	()						
		3 自家用車							
		1 公共交通機関	行 帰	有 無					
		2 公用車	()						
		3 自家用車							
		1 公共交通機関	行 帰	有 無					
		2 公用車	()						
		3 自家用車							

備考 1 旅行命令等の変更又は取消しは朱書すること。
2 旅行者欄に不足を生じる場合は、旅行者欄と同様のものを純紙として用いること。
3 任命権者は、必要に応じて記載事項の一部を変更することができる。

(規格A4)

第2号様式（第9条関係）

旅 費 請 求 書 （概算・結算）

様	年 度	請 求 者	所 属 名		職 名	職務の級	氏 名												
	年度																		
請 求 額	左記のとおり旅費を請求します。										額収年月日	額収#							
円	左記の金額の額収方										に委任済であります。								
月 日	用務地	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船（航空・バス）賃				車賃		旅行雑費	宿泊料		合 計
						路程	運賃	急 行 料金等	計	路程	運賃	特 別 船 室 料金等	計	路程	実費額 定 額	実費額	夜数	定額	
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
月 日																			
合 計																			0
摘要																			

(規格A4)

備考

- 1 旅費明細欄に不足を生じる場合は、旅費明細欄と同様のものを続紙として用いること。
- 2 旅費の概算払を受けた者で精算の結果返済額を生じたときは、請求額欄に朱書すること。
- 3 旅費明細の合計額は1回の旅行ごとに記入すること。
- 4 旅行雑費の実費額及び内容は、摘要欄に記入すること。
- 5 この請求書に添付する書類は次に掲げるものとする。
 - イ 条例第31条第2項の規定により別に定める旅費を請求する場合は、その取扱いについての理由書又は参考資料
 - ロ その他必要と認める書類

第3号様式（第9条関係）

赴任旅費請求書（概算・精算）

様 請 求 者		所 属 名		職 名	職 務 の 級		氏 名		請 求 理 由										
請 求 額				領 収 年 月 日				領収確認		採用又は転任の区分 採用又は転任年月日 赴任年月日 移転年月日 旧所属名 旧居住地 新居住地 転任後入る住宅の区分									
円										上記のとおり旅費を請求します。 年 月 日 上記の金額の領収方 に委任済であります。									
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 貨				船(航空・バス)貨			車 貨		宿 泊 料		合 計			
					路程	運賃	急行料金等	計	路程	運賃	特別室料金等	計	路程	実費額	定額		夜数	定額	
					km	円	円	円	km	円	円	円	km	円	円	夜	円	円	
合 計																			
移転料		路 程 定 額		既 支 給 額		差 引 支 給 額		着 後 手 当		宿 泊 料		夜		料		計			
		km		円		円		円										円	
扶養親族 移転料	区 分 人		員 鉄 道 貨 船		貨 車 貨		宿 泊 料		着 後 手 当		計								
	1 2 才 以 上		人		円		円		円		円		円				円		
	6 才 以 上 1 2 才 未 満																		
	6 才 未 満																		
計																			
摘要																			

(規格A4)

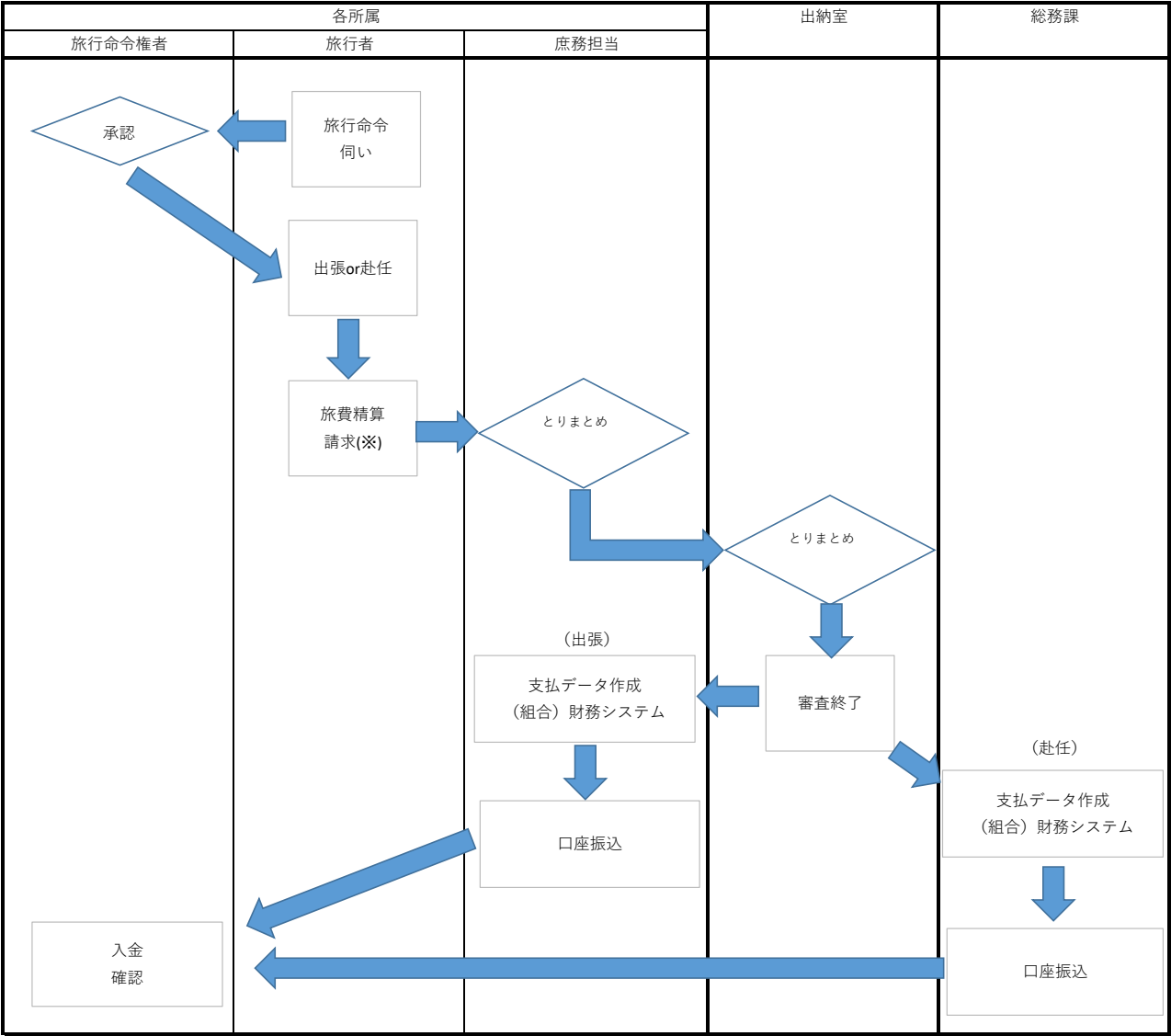
備考

- 1 請求理由欄には、該当事項のほか必要な事項を詳細に記入すること。
- 2 扶養親族移転料のみを請求する場合は、本人分の旅費を朱書すること。
- 3 旅費明細欄に不足を生じる場合は、明細欄と同様のものを統紙として用いること。
- 4 旅費の概算払を受けた者で精算の結果返納額を生じたときは、請求額欄に朱書すること。
- 5 この請求書に添付する書類は次に掲げるものとする。
 - イ 条例第 22 条に規定する移転料を請求する場合は、職員の移転を証明する書類及び扶養親族を移転する場合にはその旨を証明する書類
 - ロ 条例第 22 条第 3 項又は規則第 18 条第 1 項第 5 号ただし書の規定に該当する場合は、その期間延長の承認書の写し
 - ハ 職員が移転後入る住宅が借家又は借間等の場合で、条例第 23 条に規定する着後手当を請求する場合は、借受けを証明する書類
 - ニ 条例第 24 条に規定する扶養親族移転料を請求する場合は、赴任に伴い移転する扶養親族の氏名及び年齢並びにその移転を証明する書類

第 1 号様式（第 7 条、第 9 条関係）

第 2 号様式（第 9 条関係）

第 3 号様式（第 9 条関係）



(※)旅費の精算は旅行会社が県に対して直接行う場合もある。

R6年度時間外申請・休暇申請・旅行命令の件数調査票

	時間外申請	休暇申請		旅行命令
		年休	特別休暇	
4月	493	187	13	47
5月	384	243	19	64
6月	386	131	133	47
7月	464	158	118	46
8月	518	165	129	99
9月	462	172	112	62
10月	458	262	25	72
11月	351	275	26	65
12月	392	309	0	64
1月	399	251	27	60
2月	437	233	27	63
3月	564	215	18	49
計	4,815	2,601	634	738